

山口県の最低賃金

必ずチェック！



山口県最低賃金 時間額 979 円

発効日：令和6年10月1日

山口県最低賃金は、山口県内で働くすべての労働者に適用されます。（常用・パートタイマー・アルバイト、臨時、嘱託などの雇用形態や名称は関係ありません。）
なお、以下の産業で働く労働者には、それぞれの特定最低賃金が適用されます。

山口県特定最低賃金

発効日：令和6年12月15日



最低賃金制度
マスコット
「チェックマン」

鉄鋼業、非鉄金属製錬・精製業、
非鉄金属・同合金圧延業、
非鉄金属素形材製造業

時間額 1,116 円

電子部品・デバイス・電子回路、
電気機械器具、
情報通信機械器具製造業

時間額 1,032 円

輸送用機械器具製造業

時間額 1,088 円

百貨店、総合スーパー
マーケット

時間額 1,000 円

※業種分類は日本標準産業分類（令和5年6月改定）に基づくものです。
※上記4業種の特定最低賃金については、適用除外となる業種、適用除外者及び適用除外業務が定められています。（詳しくは、裏面をご覧ください。）

○次の手当等は最低賃金に算入しません。

- ①精皆勤手当、通勤手当、家族手当
- ②時間外、休日及び深夜の割増賃金
- ③臨時に支払われる賃金
- ④1か月を超える期間ごとに支払われる賃金

最低賃金に関するお問い合わせは、山口労働局賃金室(083-995-0372)又は最寄りの労働基準監督署へ

- 下関労働基準監督署 TEL 083-266-5476
- 岩国労働基準監督署 TEL 0827-24-1133
- 宇部労働基準監督署 TEL 0836-31-4500
- 山口労働基準監督署 TEL 083-922-1238
- 徳山労働基準監督署 TEL 0834-21-1788
- 萩労働基準監督署 TEL 0838-22-0750
- 下松労働基準監督署 TEL 0833-41-1780

賃金引上げを支援する助成金「業務改善助成金」を利用しましょう。

業務改善助成金は、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

業務改善助成金に関するお問い合わせは、
業務改善助成金コールセンター（0120-366-440）または山口労働局雇用環境・均等室（083-995-0390）へ



山口県特定最低賃金

適用除外業種、適用除外者及び適用除外業務

特定最低賃金	適用除外業種	適用除外者及び適用除外業務
鉄鋼業、非鉄金属製錬・精製業、 非鉄金属・同合金圧延業、 非鉄金属素形材製造業	○高炉による製鉄業 ○非鉄金属素形材製造業のうち非鉄金属鍛造品製造業	○18歳未満又は65歳以上の者 ○雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ○清掃、片付け又は炊事の業務に主として従事する者 ○手作業による洗浄、包装又は箱詰め業務に主として従事する者 ○倉庫番又は場内整理の業務に主として従事する者
電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、 情報通信機械器具製造業	○自動車用ワイヤーハーネス製造業 ○民生用電気機械器具製造業 ○医療用計測器製造業 (ただし、心電計製造業は同左の特定最低賃金の適用があります。)	○18歳未満又は65歳以上の者 ○雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ○清掃又は片付けの業務に主として従事する者 ○手作業による包装、箱詰め、選別、検数、捺印、値札付け又は洗浄の業務に主として従事する者
輸送用機械器具製造業	○航空機・同附属品製造業 ○産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業 ○その他の輸送用機械器具製造業(ただし、自転車・同部分品製造業は同左の特定最低賃金の適用があります。)	○18歳未満又は65歳以上の者 ○雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ○清掃、片付け又は炊事の業務に主として従事する者 ○手作業により又は手工具、小型手持動力機若しくは小型機械を用いて行うかしめ、簡易な組立て、レッテル貼り、電線切断又は簡易な部分品の検査の業務に主として従事する者 ○手工具又は小型手持動力機を用いて行う簡易なバリ取り又は面取りの業務に主として従事する者 ○手作業による包装、箱詰め、シーリング、マスクキング、塗布又は部品若しくは材料の接着、仕分け若しくは取りそろえの業務に主として従事する者
百貨店、総合スーパーマーケット		○18歳未満又は65歳以上の者 ○雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ○清掃、片付け又は炊事の業務に主として従事する者

最低賃金額との比較方法

- 時間給 $\frac{\text{時間給}}{\text{時間給}} \geq \text{最低賃金額}$
- 日給 $\frac{\text{日給}}{\text{1日の所定労働時間数}} \geq \text{最低賃金額}$
- 月給 $\frac{\text{月給}}{\text{1か月の平均所定労働時間数}} \geq \text{最低賃金額}$

1か月の平均所定労働時間数とは $\frac{365(366) \text{日} - \text{年間所定休日日数}}{12 \text{か月}} \times \text{1日所定労働時間}$

※ 賃金が時間給や日給等で組み合わされている場合は、
それぞれを時間額に換算して合計した額 \geq 最低賃金額

確かめよう!

